

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	連結納税制度の見直し		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>連結納税制度は、親会社とその直接又は間接に100%の株式を保有するすべての子会社（外国法人を除く）から成る企業グループの一体性に着目し、課税単位を企業グループ（「連結グループ」）とする制度。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>機動的な事業再編・効率的なグループ経営を後押しするため、連結グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小するなど、連結納税制度を見直す。</p>		
関係条文	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項 〕		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業グループの経済的一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算等を可能とすることで、企業の経営形態に対する税制の中立性を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年の多様化するグループ経営を踏まえ、機動的な事業再編・効率的なグループ経営を後押しするため、連結グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小するなど、連結納税制度を見直すことで、国際競争力の強化を目指す。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	8—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	近年の多様化するグループ経営を踏まえ、機動的な事業再編・効率的なグループ経営を後押しするため、連結グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小するなど、連結納税制度を見直すことで、国際競争力の強化を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	平成 14 年における連結納税制度の創設の際には、企業グループにおける親法人への情報や意思決定の集約を前提にしていたところであるが、近年の企業グループ経営を見ると、意思決定事項に応じて、親会社の関与の程度が異なるなど、分権的な意思決定等といった様々な経営形態が多く見受けられるところであり、今回グループ形態の実態に沿った見直しが行われることで、我が国企業のグループ経営の効率化、国際競争力の強化が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>14年度改正 ・ 連結納税制度を創設</p> <p>16年度改正 ・ 連結付加税（2%）の廃止</p> <p>18年度改正 ・ 株式交換・株式移転に係る税制の本則化に伴い、適格株式交換による加入を時価評価の対象から除外し、非適格株式移転前の子法人の欠損金を連結納税への持込み対象から除外等</p> <p>19年度改正 ・ 合併等対価の柔軟化に伴い、連結開始時の時価評価の適用除外法人の範囲の見直し</p> <p>22年度改正 ・ 連結子法人の連結開始前欠損金の持込み制限の緩和（時価評価の対象外法人について個別所得金額を限度として持込み可とする）等の見直し</p> <p>・ グループ法人税制の創設として、連結法人間の取引の譲渡損益の繰延制度、受取配当の益金不算入制度における負債利子控除を適用しない措置、寄附金の全額損金不算入措置について、連結納税を選択していない100%グループ内の法人間の取引に対象を拡大</p> <p>・ 支配日以後2月以内に離脱する法人の有する資産を時価評価の対象から除外等</p> <p>29年度改正 ・ 連結開始/加入時の時価評価資産の対象から「帳簿価額が1,000万円未満の資産」を除外</p> <p>・ スクイズアウトによる完全子会社化について、組織再編税制に位置づけられたことにより、適格要件を満たす場合には、当該完全子会社を時価評価の対象から除外するとともに、欠損金の持ち込みを可能とする等の見直し</p>
ページ	8 - 3